



日本維新の会 通信

市政報告

2020年5月

Vol.9

特別定額給付金について

給付額

給付対象者

1人につき10万円

給付金の申請方法

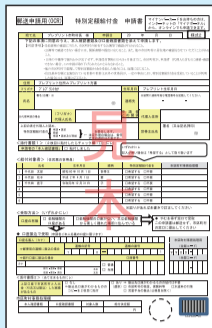
※給付金の受け取りには、オンラインまたは郵送での申請が必要です。マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインにて申請ができます。コロナ対策の観点から区役所などの窓口での申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

神戸市特別定額給付金
コールセンター

078-771-7493

受付時間 9:00~17:30



郵送での申請の場合

- 1 申請書を同封したご案内を、各世帯主あてにお送りします。
- 2 申請書に必要事項を記入して下さい。
- 3 申請書・本人確認書類を同封し、返送して下さい。
- 4 給付金が指定口座へ振り込まれます。



※5月20日(水)に発送が完了し、5月25日(月)頃までに届く予定です。
※郵送は、中学生以下の子どもを含む子育て世帯から順に行います。

偽サイトも確認されています。給付金詐欺にご注意下さい。

新型コロナウイルス感染症対策緊急補正予算について

一般会計 1,618億6,500万円
特別会計 5億4,400万円
合計 1,624億 900万円

① 感染症の拡大を防ぐ



- ・マスク等衛生資材の確保と感染拡大防止策の強化
 - ・患者等の受入を行う医療機関への支援
 - ・介護・障害福祉サービス事業所への支援
 - ・医療提供体制の充実と検査体制の強化
 - ・保護者の感染時における児童の緊急一時保護
- 〔感染防止支援策(マスク等の確保・広報啓発等)に係る費用に対して助成(20万円/事業所) など

維新要望

・PCR検査体制の拡充について

- ・医療従事者の負担軽減と院内感染のリスクを減らしながら効率よく安全に検査数を増加させるために、ドライブスルー方式やウォークイン方式などを早急に導入し、検査体制の拡充を。
- ・大阪府とサイボウズが連携した「新型コロナウイルス対応状況管理システム」に関して、大幅な業務負担の軽減と効率化に寄与しており早期の導入検討を。



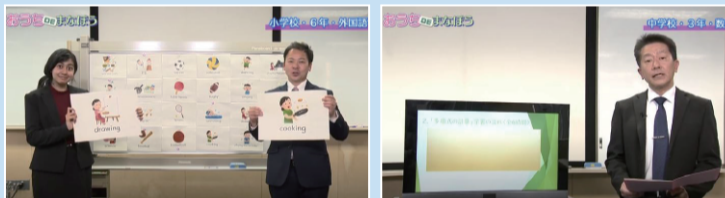
② 市民の生活を守る

お問い合わせ先は裏面参照



- ・子育て世帯への臨時特別給付金
〔児童手当を受給する世帯に対して対象児童1人あたり1万円を給付〕
 - ・学校休業時等における学びの環境整備
〔ICT環境が整っていない家庭へのPC・ルーター貸与、非認知能力向上のためのコンテンツの充実〕
 - ・ひとり親家庭のサポート〔新たな就労に向けた講座受講費補助の拡充、資格取得時に就職準備金を支給〕
 - ・DV相談体制の強化〔DV電話相談の24時間対応〕
- など

学習支援番組「うちDEまなぼう」
毎週月~木曜日 午前10時~(1時間)サンテレビのマルチチャンネルで放送
放送後は、サンテレビの公式YouTubeチャンネルでも動画を配信します。



5月7日からサンテレビと神戸市が連携した
テレビ授業の放送が始まりました。



維新要望

・学校休業時における学びの環境整備について

- ・テレビを活用した授業は簡易で有効である。神戸でも地元サンテレビと連携していただき、家庭学習を支援するコンテンツとして早急に発信できるよう体制の構築を。
- ・休校による児童生徒の学習の遅れと学習の格差をいかに取り戻すかが重要である。授業動画配信は、多くの科目、そして全ての児童・生徒が活用できるようなコンテンツの充実、また一方的な授業配信ではなくオンライン授業ができる環境と学校内の無線LANの早急な整備を。
- ・特別定額給付金は、1日でも早く確実に市民へ給付金をお届けできるよう有事の体制構築を。
- ・市民の生活や経済活動を支援するために、水道料金の基本料金および下水道使用料の基本額について、有事の対応として、それぞれ全額減免を。

③ 神戸経済を守る

神戸市総合コールセンター
078-333-3330



- ・中小企業等の事業継続や売上向上への支援
〔飲食店のテイクアウト・宅配参入や製造業の新商品開発などに取り組む経費を補助(最大100万円)〕
 - ・中小企業等への家賃負担の軽減
〔中小企業等の店舗の家賃を減額した不動産オーナーに対して軽減額の8割を支援(最大200万円)〕
 - ・中小企業等のICTを活用した経営強化支援
〔中小企業等のテレワークや電子商取引(EC)等に係る取り組みを支援(補助額:150万円他)〕
 - ・宅配事業者等を活用した飲食店等・家庭への支援
〔UberEatsなどを活用した宅配・テイクアウト事業や商店街・市場における共同宅配事業への支援〕
- など

維新要望

・中小企業等への家賃負担の軽減について

飲食店など中小企業等の店舗の家賃を減額したオーナーに対して軽減額の8割を支援(最大200万円)

- ① 軽減制度の申請事務について
申請の際、多数の書類の提出が必要であり、申請方法も煩雑となるとオーナーは補助制度の申請をためらい、利用率も高まらない。
電子申請なども含め、市と申請者である不動産オーナー側双方の事務負担の軽減も考慮しながら、迅速な交付が行えるような仕組みを。
 - ② 申請期間について
今回の家賃支援の補助制度は、緊急事態宣言期間中である4月・5月の賃料を対象としている。家賃減額交渉や減額の際の契約書を交わす行為などにより、濃厚接触する機会が増えることを危惧している。
例えば申請受付期間を緊急事態宣言の解除後3ヶ月程度は可能とするなど柔軟な対応を。
- ・外郭団体や出資団体に対して、賃貸料等の納期の延長や分割払い家賃の減免等の柔軟な対応を求めているが、新型コロナの収束が見込めない中、解約金の支払い義務など踏み込んだ要請を。
 - ・宅配事業者は、UberEats だけではサービスエリアが限定されており、全市民がサービスを受けることができない。早急に他の事業者も利用できるよう検討を行う必要がある。

➡ 出前館の連携による飲食店・家庭支援策「KOBE 出前シフトサポート」が開始。



650-8790

924

日本維新の会
神戸市会議員団室行

神戸市中央区加納町6丁目
5番1号1号館29階

日本維新の会 神戸市会議員団へのご意見やご提案をお書き下さい。